

第2次東御市一般廃棄物処理基本計画【令和2年度改訂版】(概要版)

～自然との調和を目指す循環型都市 とうみ～

計画の策定趣旨

本市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、平成18年3月に第1次東御市一般廃棄物処理基本計画を策定、平成23年3月度に後期計画として改定し、平成28年3月には、第1次計画の計画期間の満了に伴い現在の第2次計画を策定し、ごみの減量及び3Rを推進してきました。

第2次計画は、概ね5年毎に改訂をすることとしており、改訂年度にあたる令和2年度に見直しを行い【令和2年度改訂版】(計画期間：令和3年度～令和12年度)を策定するものです。

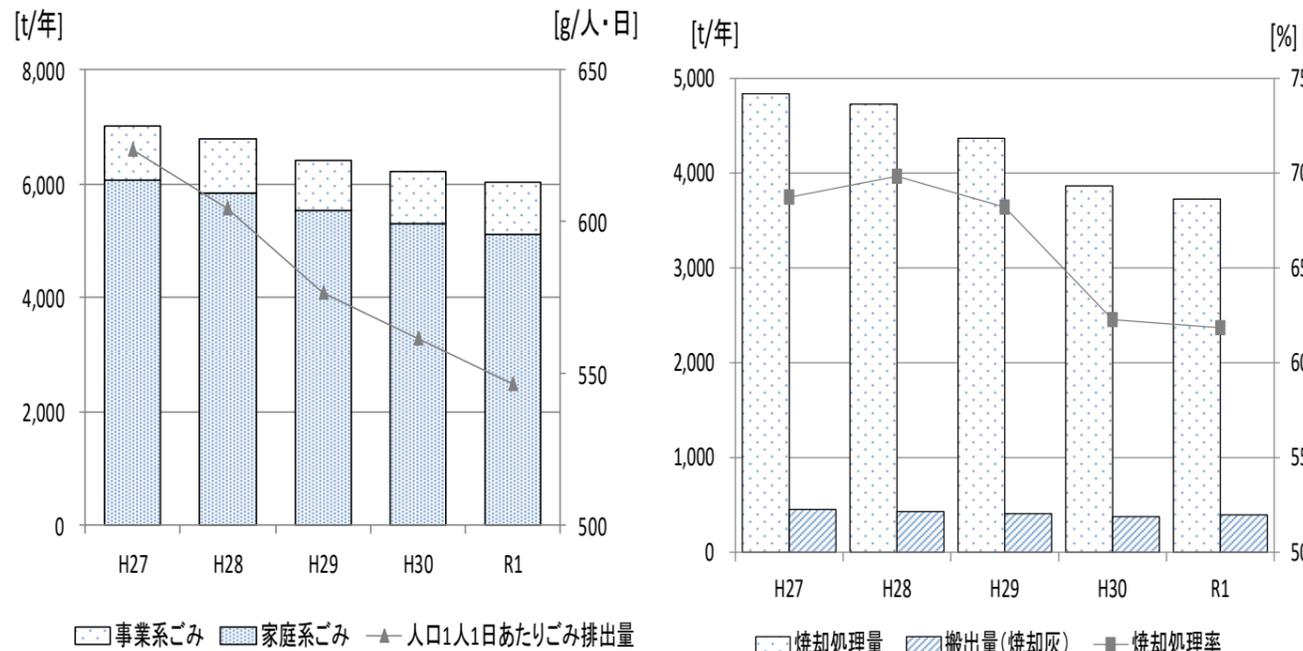
本計画は、本市内で発生する全ての一般廃棄物を対象としており、目標年度を令和12年度と定めています。今後、生ごみリサイクルシステム及び資源循環型施設整備等の推進を通じて、更なるごみ減量及び3Rの推進に取り組み、「自然との調和を目指す循環型都市 とうみ」の実現を目指します。

ごみ処理の現状・課題

ごみ処理の現状：本市内で排出されるごみ量及びその処理量

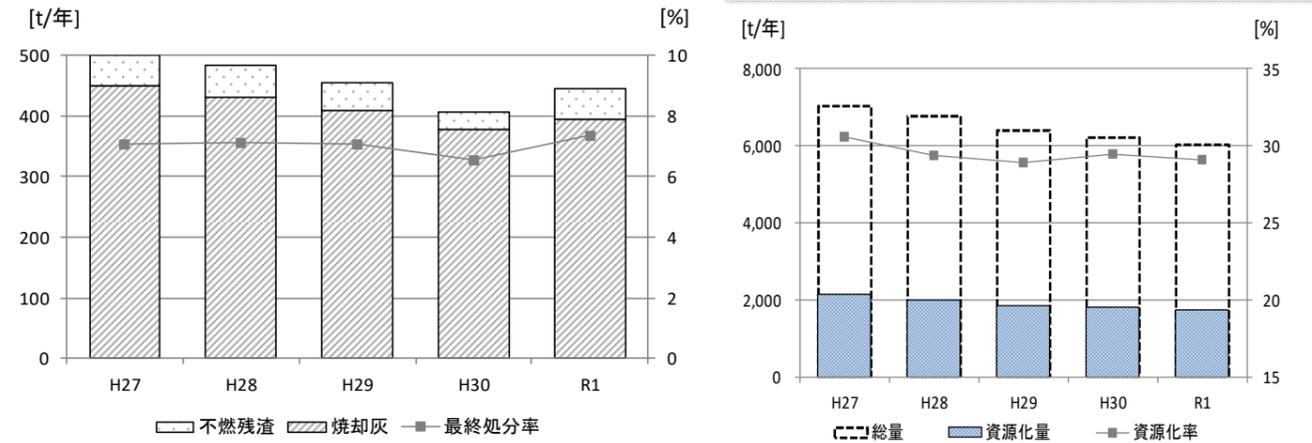
ごみ総排出量、1人1日あたりごみ排出量：減少傾向
 <令和元年度>
 ごみ総排出量：6,023t/年
 家庭系ごみ：5,106t/年、事業系ごみ：917t/年
 1人1日あたりごみ排出量：546g/人・日

焼却処理量：大幅減少、焼却処理率：横ばい
 <令和元年度>
 焼却処理量：3,725t/年
 家庭系ごみ：2,988t、事業系ごみ：737t
 焼却処理率：62%、焼却灰量：394t



最終処分量：減少傾向、最終処分率：横ばい
 <令和元年度>
 最終処分量：445t/年、最終処分率：7.4%

資源化量：減少傾向 資源化率：横ばい
 <令和元年度>
 資源化量：1,750t/年、資源化率：29%



ごみの性状

<令和元年度>

東部地区→紙・布類：63%、厨芥類：19%
 ビニール・合成樹脂・ゴム類：9%
 不燃物類：8%、その他：1%

<平成30年度>

北御牧地区→紙・布類：67%、厨芥類：17%
 ビニール・合成樹脂・ゴム類：8%
 不燃物類：1%、木類：6%、その他：1%

温室効果ガス排出量：減少傾向

<令和元年度>

温室効果ガス年間排出量：1,946t-CO₂/年

ごみ1tあたりの温室効果ガス排出量：270kg-CO₂/ごみt
 1人1日あたり温室効果ガス排出量：172g-CO₂/人・日

ごみ処理の課題：本市のごみ排出及び処理の現状に関する課題点

ごみの排出

- 総排出量及び1人1日あたりごみ排出量は減少傾向で推移しています。
- 本市の1人1日あたりごみ排出量は全国や長野県下、近隣自治体と比べて少なく、この水準を維持するため、ごみ減量化を推進する施策を継続していく必要があります。

収集・運搬

- 合併以降、課題となっていた東部地区及び北御牧地区のごみ処理施設及びごみ分別等の1市2制度について、令和2年12月から1市1制度での管理体制となりましたが、よりごみの減量化に取り組むため、定着に向けての啓発活動を継続する必要があります。
- 資源化率が低下傾向にあるため、資源化へ取り組みやすい環境の整備が必要です。

中間処理

- 総排出量は減少傾向にありますが、その中でも、もやせるごみの量は生ごみ分別収集の開始により大幅に減少していますが、今後も資源化可能な生ごみ、紙類等の分別を徹底し、回収率を向上させる必要があります。
- 生ごみリサイクルシステムについては、協力率を上げるため、啓発活動の継続が必要です。

最終処分

- 最終処分率が横ばいで推移しているため、最終処分場へ埋め立てられる焼却灰や不燃残渣を抑える取り組みが求められます。

処理経費

- 本市のごみ処理経費は全国や長野県下、近隣市町村と比較して高い傾向にあります。
- 各ごみ処理施設の老朽化に伴い、修繕費等が増加しており、その維持管理費は今後も増大することが懸念されますが、適正な維持管理に努めていく必要があります。
- 上田地域広域連合で整備される資源循環型施設(統合クリーンセンター)の整備に向けて、他構成市町村とさらなる連携強化を図っていく必要があります。

基本理念・基本方針

本計画では、基本理念及び基本方針を以下のとおり定め、ごみ問題に取り組んでいきます。

『自然との調和を目指す循環型都市とうみ』

基本方針1：ごみの排出抑制と3Rの推進による循環システムの構築

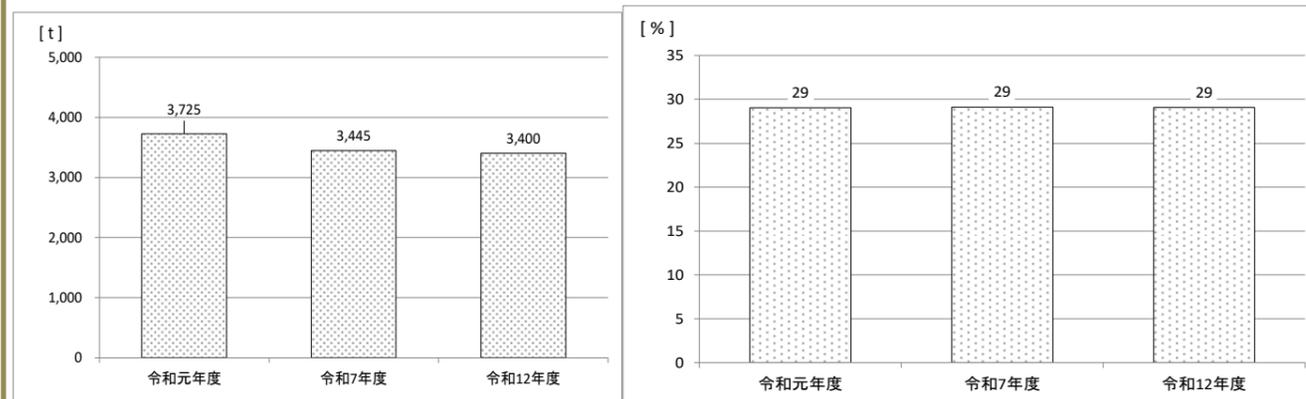
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
 - ・ プラスチック削減運動などのキャンペーンの実施
 - ・ 生きびん（リターナブルびん）の使用拡大
 - ・ 修理による再利用の推進
 - ・ **生ごみの堆肥化推進（重点施策）**
 - ・ 剪定木等、草木類の資源化の推進
 - ・ リサイクル事業者同士の連携強化
- 環境教育等、普及啓発活動の実施及び支援
 - ・ **ごみ減量アドバイザーの養成・支援（重点施策）**
 - ・ ごみ減量化・資源化に関する市民の取り組み推進及び支援
 - ・ ごみ減量化・資源化に関する啓発活動の充実
 - ・ 地域に根ざした減量化・資源化運動の推進
 - ・ 学校教育や生涯学習と連携したごみ問題に関する啓蒙の充実
 - ・ ごみの減量化・資源化へ向けた事業者の取り組みへの支援

基本方針2：効率的かつ適正なごみ処理体制の構築

- ごみの収集・運搬
 - ・ 小売店等による店頭回収の充実
 - ・ 分別収集に関する意見交換会の実施
 - ・ 事業者による分別の徹底推進
 - ・ **分別・収集方法統一の定着化（重点施策）**
- ごみ処理施設の整備
 - ・ **中間処理施設の整備の推進（重点施策）**
 - ・ 最終処分場の延命化と整備
- 不法投棄対策
 - ・ 普及啓発、パトロールの実施
 - ・ 不法投棄者への厳正対処
 - ・ 不法投棄防止対策設備の設置

目標値

焼却処理量及び資源化率に目標値を定め、ごみの減量及び資源化に取り組んでいきます。



令和12年度の目標値

焼却処理量：3,400 t、資源化率：29%以上維持

今後の施策とごみ処理行政

【上田地域広域連合資源循環型施設建設スケジュール（案）と将来の処理主体】

項目	年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
環境影響評価	配慮書の手続き	←→							
	方法書の手続き		←→						
	準備書の手続き			←→					
	評価書の手続き				←→				
	事後調査						←→		
調査・基本計画		←→							
事業者選定					←→				
施設建設						←→			
施設稼働								●	

処理形態		現在（令和2年11月末まで）	将来（令和2年12月以降）	将来（令和9年度以降）
収集・運搬	—	直営・委託・自己搬入・許可業者	直営・委託・自己搬入・許可業者	直営・委託・自己搬入・許可業者
中間処理	焼却施設	東部クリーンセンター (上田地域広域連合)	東部クリーンセンター (上田地域広域連合)	資源循環型施設（統合クリーンセンター） (上田地域広域連合)
	不燃物処理施設	東御市不燃物処理施設（東御市） 川西清掃センター（川西保健衛生施設組合）	東御市不燃物処理施設（東御市）	分散型リサイクルプラザ (上田地域広域連合)
	生ごみ処理施設	生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」（東御市）		
最終処分	—	東御市一般廃棄物最終処分場（東御市） 川西一般廃棄物最終処分場 (川西保健衛生施設組合)	東御市一般廃棄物最終処分場（東御市） 上田地域広域連合での最終処分場の整備検討	

生活排水処理の現状と今後

生活排水処理の今後：基本理念・方針及び処理目標

基本理念

効率的な維持管理や経営基盤の安定・強化、処理施設の統廃合や汚泥の集約化を実施し、長期的に持続可能な生活排水処理施設を実現

基本方針

1. 用途地域、農業振興区域の農業集落において、下水道事業等による水洗化を促進
2. 集落形態でない地域において、合併処理浄化槽の設置促進と適正な維持管理の徹底を推進
3. 下水道、浄化槽汚泥、し尿処理施設における汚泥について、有効利用を促進
4. 汚濁負荷の軽減へ向け、市民に対する広報・啓発活動を積極的に実施

【今後の処理目標】

項目	年度	現状（令和元年度）	中期指標（令和7年度）	最終指標（令和12年度）
生活排水処理の目標		92.60	97.36	99.90